

岩手県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

平成26年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、釜石市及び胆沢郡金ケ崎町
- 2 基本測量を実施する期間 平成26年7月1日から平成27年3月13日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）